

昭和二十四年十一月二十二日  
答弁 第一一四号

(質問の 二四)

内閣衆甲第八五号

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員加藤充君提出超過勤務手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員加藤充君提出超過勤務手当に関する質問に対する答弁書

一 政府は、事務上必要と認める場合には、超過勤務を命じなければならないが、その発令や手当の支拂方法を一層適正にして、真に必要な超過勤務を命ぜられた者には、正当な手当を支給するように致したい。

二 各庁では、事務上真にやむをえない場合に限り、予算額とにらみ合わせて、超過勤務を命じているはずであるが、この点については、なお充分調査することと致したい。

右答弁する。